

事業者が実施する処理状況確認の手法Q & A

Q 1. なぜ産業廃棄物を処理委託する事業者は、その処理の状況を実地に確認しなければならないのか？

A 1. • 平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）の改正により、産業廃棄物を処理委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。

- この必要な措置として環境省は、委託業者の処理施設を実地に確認し適正処理を確認することと、優良認定を受けた業者へ委託し、その事業者が公表している情報から間接的に適正処理されていることを確認することを想定しています。
- なお、排出事業者が適正な処理を行い得る能力等を有しないものに処理を委託したことによって不適正な処理が行われた場合、排出事業者が措置命令の対象となり得るおそれがあります。（法第19条の6）

Q 2. 事業者が、実地において施設を確認するということであるが、遠方で処理を行う場合でも実地で確認しないといけないのか？

A 2. • 事業者の責務として、年1回以上実地において確認するのが望ましいと考えます。

- ただし、処理受託者の処理施設が遠方にあり、実地に確認することが困難な場合は、第三者（当該産業廃棄物の処分を受託しようとする者を除きます。）に実地において確認させることは可能です。
- この場合は、同一処理業者に委託している他社と協力して実施するなど、効率的な運用を行うことも考えられます。

Q 3. 委託処理する量が少量であっても、実地において確認する必要があるのか？

A 3. • 事業者の責務として、処理を委託する前に実地を確認するのが望ましいと考えます。

- ただし、処理受託者の処理施設が遠方にあり、実地に確認することが困難な場合は、第三者（当該産業廃棄物の処分を受託しようとする者を除きます。）に実地において確認させることは可能です。
- この場合は、同一処理業者に委託している他社と協力して実施するなど、効率的な運用を行うことも考えられます。

Q 4. 実地の確認を要さないケースは、どのような場合が想定されるか？

A 4. ・以下の産業廃棄物処理業者等へ委託処理する場合は、実地の確認を省略することは可能と考えます。

- ① 産業廃棄物処分業の実地に關し優れた能力及び実績を有する者
(法施行令第6条の11第2号の優良産廃処理業者認定を受けた者)
- ② 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)
- ③ 法第15条の5に規定する廃棄物処理センター
((公財)島根県環境管理センター【クリーンパークいづも】を含む)
- ④ 地方公共団体、一部事務組合
 - ・上記①から③については、インターネット等で産業廃棄物の処理が適正に行われていることが間接的に確認することができるため、実地の確認までは要しないと考えます。
 - ・確認した事項及び結果については、記録して保存しておくことが望れます。

Q 5. 処理業者が実地に確認するのを拒んだ場合はどうなるのか？

A 5. ・相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないため、拒まれた場合は実地の確認はできません。

- ・なお、実地確認を拒否する相当な理由がある場合（休業日、操業時間外、担当者が不在、災害発生時など）を除いて、処理受託者が実地確認を拒むようなことがあった場合は、当該状況を最寄りの保健所あるいは廃棄物対策課へお知らせください。

Q 6. 実地の確認等を実施しないことによる罰則等はあるか？

A 6. ・実地の確認を実施しないことによる罰則はありません。

- ・産業廃棄物の処理を委託契約書に沿って処理していることを実地において確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保することができることから、ぜひ実施していただきたいと考えます。

Q 7. 実地において確認するというのは、どういうことを確認すればよいのか？

A 7. ・事業者が行う実地確認において確認すべき事項については、法では規定していませんが、事業者は法に規定される基準等を踏まえ、確認する項目を独自に定めて実地調査を行ってください。

- ・事業者が実地確認において確認する項目を検討する際の参考として調査票を作成しましたのでご活用ください。
- ・なお、調査票については、保健所へ提出する必要はありませんが、契約書、マニフェスト等とあわせて5年間保存することが望ましいと考えています。

Q 8. 実地において確認をした際に、適正でない状況を発見した場合は、どのようにするべきか？

A 8. ・速やかに当該状況を最寄りの保健所あるいは廃棄物対策課へご連絡ください。

- ・県外の処理業者を実地に確認した際に不適正な状況を確認した場合においても最寄りの保健所あるいは廃棄物対策課へお知らせください。
- ・その際には、実地に確認した際の調査票の写しを提供してください。
- ・当該処理業者が周辺生活環境に悪影響を及ぼしているような場合は、被害の拡大を防ぐため、産業廃棄物の搬入停止を行う等の措置を講じてください。